

令和五年十一月二十九日

# 令和五年度 全国建設業協会要望

(一部抜粋)

(国土強靭化・社会資本整備を着実に推進し、

地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために)

一般社団法人 全国建設業協会

六、労働基準法の運用において、準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入が厳格化されていることに伴い、（一日八時間作業を前提とした）標準歩掛りの見直しを行うこと。

同法第三十三条の許可について、特に鳥インフルエンザ対応等の防疫活動や除雪のための待機、パトロール、巡回、凍結防止剤の散布等除雪と一体として行う労務が対象になることを通達等により明確にするとともに、病院等生活に不可欠な施設の駐車場等の除雪についても許可の対象となることを検討すること。

労働基準法第33条関係 Q & A  
(厚生労働省労働基準局労働条件政策課長・監督課長通知)

- ① 令和5年6月30日 基政発0630第1号  
建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A（本体）
- ② 令和5年12月25日 基政発1225第1号  
令和6年3月25日 基政発0325第1号  
建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A（追補分）
- ③ 令和6年1月10日 基政発0110第1号・基監発0110第2号  
令和6年能登半島地震に関するQ & A

# **建設業の時間外労働の上限規制 に関するQ & A**

**厚生労働省労働基準局**

注) 本Q & Aにおいて、以下の法令等は次のものを指す。

- ・労働基準法・・・昭和 22 年法律第 49 号
- ・労働基準法施行規則・・・昭和 22 年厚生省令第 23 号

## <目 次>

### 【1 建設の事業について】

番号	質問内容	頁
1－1	労働基準法（以下「法」という。）第139条により、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲はどのようなものか。	5
1－2	主たる事業内容が施設の警備である事業場であっても、主として建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、法第139条の対象となるのか。	5
1－3	主たる事業内容が建設業である事業場に雇用されるクレーン車のオペレーターが、移動のため路上を走行する場合、当該労働者の業務について、法第140条の「自動車の運転の業務」の対象となるのか。	5
1－4	労働時間の考え方について、建設業において特に留意すべきことは何か。	6

### 【2 災害時における復旧及び復興の事業、労基法第33条第1項について】

番号	質問内容	頁
2－1	法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」と法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」との関係はどのようなものか。	7
2－2	法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものか。	7
2－3	「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件（法第36条第6項第2号）、複数月平均80時間以内とする要件（法第36条第6項第3号）は、どのように適用されるのか。	8
2－4	ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件（法第36条第6項第2号）、複数月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第3号）は、どのように適用されるのか。	8
2－5	災害復旧に関連する事業は、法第33条第1項の許可の対象になるのか。	8

2-6	法第33条第1項の許可基準に「公益の保護」とあるが、事業の発注者が国や地方自治体であれば災害復旧以外の通常の事業も対象になるのか。	9
2-7	「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要性がある場合には33条1項に該当するが、その業務に付随する業務は許可の対象となるのか。	9
2-8	除雪作業には、法第139条第1項が適用されるのか。また、この場合に法第33条第1項により労働時間をさらに延長することはできるのか。	9

### 【3 時間外労働の上限規制について】

番号	質問内容	頁
3-1	時間外労働の上限規制における時間外労働と休日労働とは別のものか。	11
3-2	どのような場合に、法律に違反となるのか。	11
3-3	同一企業内のA事業場からB事業場へ転勤した労働者について、①36協定により延長できる時間の限度時間（原則として月45時間・年360時間。法第36条第4項）、②36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限（720時間。法第36条第5項）、③時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第2号及び第3号）は、両事業場における当該労働者の時間外労働時間数を通算して適用するのか。	11
3-4	時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均80時間以内とする要件（法第36条第6項第3号）は、複数の36協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されるのか。 また、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間も含めて満たす必要があるのか。	12

### 【4 36協定について】

番号	質問内容	頁
4-1	工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定については、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要があるのか。	13

<Q & A>

【1 建設の事業について】

1-1	<p>(Q) 労働基準法（以下「法」という。）第139条により、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲はどのようなものか。</p> <p>(A) 法第139条により時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲は、労働基準法施行規則（以下「則」という。）第69条第1項各号に掲げる事業をいい、具体的には、以下の事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業</li><li>② 事業場の所属する企業の主たる事業が上記①に掲げる事業である事業場における事業</li><li>③ 工作物の建設の事業に関連する警備の事業（当該事業において労働者に交通誘導の業務を行わせる場合に限る。）</li></ul>
1-2	<p>(Q) 主たる事業内容が施設の警備である事業場であっても、主として建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、法第139条の対象となるのか。</p> <p>(A) 主たる事業内容が施設の警備である事業場であっても、主として建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、則第69条第1項第3号の対象となり、法第139条が適用される。なお、これまでの「事業」の考え方方が変わるものではなく、当該労働者に限って法第139条の対象となるものである。従って、当該労働者の所属する事業場全体の扱いが変わるものではなく、当該事業場に雇用される他の労働者は、法第139条の対象とならないことに留意すること。</p> <p>そのため、主として「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、協定は、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で届け出る必要がある。</p>
1-3	<p>(Q) 主たる事業内容が建設業である事業場に雇用されるクレーン車のオペレーターが、移動のため路上を走行する場合、当該労働者の業務について、法第140条の「自動車の運転の業務」の対象となるのか。</p> <p>(A) 法第140条の「自動車の運転の業務」に従事する労働者とは、「自動車</p>

	<p>の運転の業務に主として従事する者」である必要があり、「自動車の運転の業務に主として従事する者」とは、運転及び運転に附帯する業務が当該労働者の業務の大半を占める労働者をいう。したがって、自動車の運転が主たる業務ではない労働者、例えば、クレーン車のオペレーターが、移動のため路上を走行する場合については、対象とならない(当該労働者は、則第 69 条第 1 号の対象となる)。</p>
1-4	<p>(Q) 労働時間の考え方について、建設業において特に留意すべきことは何か。</p> <hr/> <p>(A) 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいう。使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たり、例えば、以下のような例が挙げられる。</p> <p>① いわゆる「手待時間」</p> <p>使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、<u>労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間</u>(いわゆる「手待時間」)は、労働時間に当たる。例えば、クレーン車のオペレーターが夜間に重機を現場まで移動させ、工事が始まるまでの間、現場で待機している時間については、オペレーターが使用者の指揮命令下にあり、自由が確保されていない場合は労働時間に当たる。</p> <p>② 移動時間</p> <p>直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たらない。</p> <p>③ 着替え、作業準備等の時間</p> <p>使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行う時間は、労働時間に当たる。</p> <p>④ 安全教育などの時間</p> <p>参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たる。</p>

## 【2 災害時における復旧及び復興の事業、労基法第33条第1項について】

2-1	<p>(Q) 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」と法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」との関係はどのようなものか。</p>
	<p>(A) 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」には、発生が予見困難である地震等の全ての災害時における復旧及び復興の事業が含まれる。当該事業に従事する時間も見込んだ上で、36協定を締結することが可能であり、対象の事業については、法第36条第6項第2号及び第3号（労働者の時間外・休日労働について、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とする規制）が適用されない。</p> <p>他方、法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時的に必要がある場合」については、業務運営上通常予見し得ない災害等が発生した場合が対象であり、法第33条第1項が適用される労働時間については、法第36条及び第139条による規制がかからず、時間外労働の上限規制からは除外される。なお、適切な労働時間管理と割増賃金の支払いは必要であることに留意が必要である。</p> <p>基本的には、「災害時における復旧及び復興の事業」を行う可能性のある事業場については、法第139条第1項に基づく36協定を締結して、届出を行う必要があるが、既に締結していた36協定で協定された延長時間を超えて労働させる臨時の必要がある場合や36協定を締結していなかった場合などにおいては、法第33条第1項の許可申請等を行うこととなる。</p>
2-2	<p>(Q) 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものか。</p> <p>(A) 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となる。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。）</li><li>・国や地方自治体と締結した災害協定（事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。以下同じ。）に基づく災害の復旧の事業</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理契約内で発注者（民間発注者も含む。以下同じ。）の指示により対応する災害の復旧の事業のほか</li> <li>・複数年にわたって行う復興の事業等等についても対象となる。</li> </ul>
2－3	<p>(Q) 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、どのように適用されるのか。</p> <hr/> <p>(A) 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月については、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）と複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、適用されない。したがって、当該月については、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）の算定期間の 6 か月から除外される。</p> <p>なお、「災害時における復旧及び復興の事業」であっても、時間外労働が月 45 時間を超える月は 6 回まで、時間外労働は年 720 時間以内とする要件は適用される。</p> <p>そのため、法第 139 条第 1 項が適用される労働時間については、通常の労働時間と分けられるよう管理する必要がある。</p>
2－4	<p>(Q) ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）、複数月平均 80 時間以内の要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、どのように適用されるのか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）及び複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）については、②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事に従事した時間については適用されず、①一般の工事に従事した時間のみに適用される。</p> <p>なお、時間外労働が月 45 時間を超える月は 6 回まで、時間外労働は年 720 時間以内とする要件は、①及び②の両方の時間について適用される。</p>
2－5	<p>(Q) 災害復旧に関連する事業は、法第 33 条第 1 項の許可の対象になるのか。</p>

	<p>(A) 業務運営上通常予見し得ない災害が発生し、臨時の必要がある場合、法第33条第1項の対象となる。</p> <p>例えば、Q2-2で示した次のような事業において、臨時的な必要がある場合が対象になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。）</li> <li>・国や地方自治体と締結した災害協定に基づく災害の復旧の事業</li> <li>・維持管理契約内で発注者の指示により対応する災害の復旧の事業</li> </ul> <p>また、災害により社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれる。</p>
2-6	<p>(Q) 法第33条第1項の許可基準に「公益の保護」とあるが、事業の発注者が国や地方自治体であれば災害復旧以外の通常の事業も対象になるのか。</p> <hr/> <p>(A) 法第33条第1項は、事業の発注者が国や地方自治体であることをもって一律に対象となるものではない。個別具体的な事由の性質が「災害その他避けることのできない事由」によって、臨時の必要がある場合」という要件に当たれば対象となる。</p>
2-7	<p>(Q) 「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要性がある場合には33条1項に該当するが、その業務に付随する業務は許可の対象となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 労働時間の上限規制の趣旨を踏まえれば、基本的には、36協定で定めた時間外労働の限度時間で対応できることが望ましい。</p> <p>法第33条第1項の許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、その対応に当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。</p> <p>雪害については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当する。</p> <p>個別の事案にもよるが、除雪作業の「降雪前の見回り業務」、「凍結防止剤の散布業務」、「除雪機械の誘導・交通整理の業務」、「除雪作業に向けた準備業務」及び「作業従事者の食事等を準備する業務」等については、除雪作業に必要不可欠に付随する業務として行う場合には、対象となり得る。</p>
2-8	<p>(Q) 除雪作業には、法第139条第1項が適用されるのか。また、この場合に法第33条第1項により労働時間をさらに延長することはできるのか。</p>

(A) 建設業を営む事業場において、「災害時における復旧及び復興の事業」の対象となる除雪作業のため、単月 100 時間以上、複数月平均 80 時間を超えて時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、法第 139 条第 1 項を適用することも可能である。

また、既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又は公益を保護するため除雪作業を行う臨時の必要がある場合は法第 33 条第 1 項の対象となる。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれる。

【3 時間外労働の上限規制について】

3－1	<p>(Q) 時間外労働の上限規制における時間外労働と休日労働とは別のものか。</p> <hr/> <p>(A) 労働基準法においては、時間外労働と休日労働は別のものとして取り扱う。</p> <p>時間外労働とは、法定労働時間（1週40時間・1日8時間）を超えて労働した時間をいい、休日労働とは、法定休日（1週1日又は4週4日）に労働した時間をいう。</p> <p>法第36条第3項及び第4項に規定する36協定の限度時間（月45時間・年360時間）はあくまで時間外労働の限度時間であり、休日労働の時間は含まれない。</p> <p>一方で、法第36条第6項第2号及び第3号に規定する1か月の上限（月100時間未満）及び2～6か月の上限（複数月平均80時間以内）については、時間外労働と休日労働を合計した実際の労働時間に対する上限となる。</p>
3－2	<p>(Q) どのような場合に、法律に違反となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働を行わせるためには、36協定の締結・届出が必要。</p> <p>したがって、36協定を締結せずに、あるいは、締結しても届出せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法第33条に該当する場合を除き、法第32条違反となる（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。</p> <p>また、36協定で定めた時間数にかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間外労働と休日労働の合計時間が月100時間以上となった場合</li> <li>・ 時間外労働と休日労働の合計時間について、2～6か月の平均のいずれかが80時間を超えた場合</li> </ul> <p>には、法第36条第6項違反となる（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。</p> <p>なお、「災害時における復旧及び復興の事業」においては、上記の上限は適用されない。</p>
3－3	<p>(Q) 同一企業内のA事業場からB事業場へ転勤した労働者について、①36協定により延長できる時間の限度時間（原則として月45時間・年360時間。法第36条第4項）、②36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限（720時間。法第36条第5項）、③時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第2号及び第3号）は、両事業場における当該労働者の時間外労働時間数を通算して適用するのか。</p>

	<p>(A) 時間外労働の上限について、質問の①及び②については、各事業場における 36 協定の内容を規制するものであり、労働者個人の労働時間を規制するものではない。</p> <p>これに対して、質問の③については、労働者個人の実労働時間を規制するものであり、特定の労働者が転勤した場合は法第 38 条第 1 項の規定により通算して適用される。</p> <p>なお、同一事業場内で配置換えのあった労働者については、①②③について、通算して適用される。</p>
3-4	<p>(Q) 時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、複数の 36 協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されるのか。</p> <p>また、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間も含めて満たす必要があるのか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）については、複数の 36 協定の対象期間をまたぐ場合にも適用される。</p> <p>ただし、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間の労働時間は算定対象とならない。</p>

#### 【4 36協定について】

4-1	<p>(Q) 工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定については、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要があるのか。</p> <hr/> <p>(A) 工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要がある。</p> <p>また、工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれていない場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の2）で作成する必要がある。</p>
-----	--

# **建設業の時間外労働の上限規制 に関するQ & A**

**(令和5年12月25日追補分)  
(令和6年3月25日追補分)**

**厚生労働省労働基準局**

注) 追補版Q & Aにおいても、法令等及び略語は、建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A（令和5年7月6日公表）（以下「本体Q A」という。）に掲載しているものを引き続き指すこととする。

## <目 次>

番号	質問内容	頁
追1	会社に集合して作業員が社用車に乗り合いで工事現場に向かう又は工事現場から会社に戻る場合、現場まで又は会社までの移動時間は労働時間に当たるのか。	5
追2	降雪の見込みが高く、自治体等から除雪作業を要請される可能性があることから、除雪作業の要請があれば当該作業に当たることになる労働者に自宅待機を命じた。当該労働者が自宅待機をしている時間は労働時間に該当するか。	5
追3	台風が近づいているような災害の発生が予想される場合であって、自治体等から災害協定等に基づく要請を受けて、当該災害への対応が直ちにできるよう労働者を自宅待機させる場合には、法第33条第1項の対象となるのか。	6
追4	<p>隣県で地震があったことから、被災地の自治体からの要請で、被災地域における災害復旧工事の現場において、重機作業を行うことになった。</p> <p>重機（クレーンなど）のオペレーター（法第140条第1項の自動車運転の業務に非該当）が重機を工事現場まで移動させるため、重機で公道を走行していたところ、現場が遠方であることに加え、途中地震に伴う渋滞にも巻き込まれたことから、現場に到着するまでに、1時間の休憩を含めて11時間を要した。</p> <p>この移動時間について、時間外労働となった時間につき、法第33条第1項を適用できるか。</p>	6
追5	<p>道路上に通行の妨げとなる倒木や動物の死骸があった場合、こうしたもの撤去する作業を、維持管理契約内の発注者の指示や都道府県等との災害協定に基づき実施する場合、法第139条第1項を適用できるか。</p> <p>また、法第33条第1項はどうか。</p>	7
追6	例えば、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき家畜伝染病まん延防止のために実施する防疫措置（殺処分、焼却、埋却、消毒、	7

	<p>消毒ポイントの設置等) や、当該防疫措置に付随する業務を行う場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。</p> <p>また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p>	
追 7	<p>除雪作業に付随して凍結防止剤や融雪剤の散布を行う場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。冷え込みによる路面凍結が見込まれるときに、凍結防止剤を散布する場合であればどうか。</p> <p>また、これらの場合、法第 33 条第 1 項はどうか。</p>	8
追 8	<p>経年劣化した道路などの補修工事には、災害を予防するための工事という性質もあると考えられるところ、こうした工事をはじめとした、災害予防のための工事について、法第 139 条第 1 項を適用できるか。</p> <p>また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p>	8
追 9	<p>ある月に、法第 33 条第 1 項に該当する災害復旧工事のために、同項に基づき 40 時間の時間外・休日労働を行った労働者が、同じ月に同じ使用者のもとで、災害時における復旧及び復興の事業に該当しない別件の工事で 60 時間の時間外・休日労働を実施した場合、当該労働者は合計 100 時間の時間外・休日労働を行ったことになるが、時間外労働の上限規制はどのように取り扱うのか。</p> <p>また、このとき、当該労働者に対する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導はどのように取り扱うのか。</p>	9
追 10	<p>法第 33 条第 1 項と、法第 139 条第 1 項は、具体的にどのような違いがあるのか。</p>	10
追 11	<p>則様式第 9 号の 2 による 36 協定（月 45 時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合）の締結・届出を行っており、則様式第 9 号の 3 の 2 による 36 協定（月 45 時間超の時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合）又は第 9 号の 3 の 3 による 36 協定（月 45 時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合）の作成を行っていないが、災害時における復旧及び復興の事業に該当する事業に従事した場合、時間外労働の上限規制はどのように考えればよいのか。</p>	11
追 12	<p>病院など生活に必要な施設の駐車場について除雪作業を行う場合、法第 139 条第 1 項の対象にはなると思うが、法第 33 条第 1 項は適用できるか。</p>	11
追 13	<p>法第 33 条第 1 項と、法第 139 条第 1 項は、災害発生からの復旧・復興の事業の各段階において、具体的にはどういった使い分けにな</p>	11

	るのか。	
追 14	本店、支店、各工事事務所でそれぞれ別々の日を起算日として締結している 36 協定を、全社的に統一して管理することはできるか。	12

注) 追 1～追 11 ⇒ 令和 5 年 12 月 25 日公開

追 12～追 14 ⇒ 令和 6 年 3 月 25 日公開

## <Q & A>

追1	<p>(Q) 会社に集合して作業員が社用車に乗り合いで工事現場に向かう又は工事現場から会社に戻る場合、現場まで又は会社までの移動時間は労働時間に当たるのか。</p> <hr/> <p>(A) 本体QA1-4のとおり、法（労働基準法）における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことであり、移動時間については、「移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たらない。」と解されている。</p> <p>労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、一般的には、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示されている場合や、</li><li>・ 現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現場から会社に戻った後に道具清掃、資材整理を行うことが指示されている場合、</li><li>・ 移動の車中に使用者や上司も同乗し、打合せが行われている場合においては、当該移動時間は労働時間に該当するものと解される。</li></ul> <p>一方、工事現場に直行する又は工事現場から直帰することが自由である中で、労働者間で任意に移動手段の一つとして、集合時刻や運転者を決めて社用車に乗り合って移動することとしていたなどの場合においては、当該移動時間は労働時間に該当しないものと解される。</p>
追2 要望	<p>(Q) 降雪の見込みが高く、自治体等から除雪作業を要請される可能性があることから、実際に除雪作業の要請があれば当該作業に当たることになる労働者に自宅待機を命じた。当該労働者が自宅待機をしている時間は労働時間に該当するか。</p> <hr/> <p>(A) 本体QA1-4のとおり、法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことであり、待機時間については、「使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）は、労働時間に当たる。」と解されている。</p> <p>労働時間に該当するか否かの判断は、個別具体的に行う必要があるが、一般的には、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用者が急な需要に対応するために事業場において待機を命じ、当該</li></ul>

	<p>時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には労働時間に該当し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対応の頻度が少なく、<u>自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとまではいえない場合には、労働時間に該当しない</u></li> </ul> <p>ものと解される。</p>
追3 要望	<p>(Q) 台風が近づいているような災害の発生が予想される場合であって、自治体等から災害協定等に基づく要請を受けて、当該災害への対応が直ちにできるよう労働者を自宅待機させる場合には、法第33条第1項の対象となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 自宅待機が労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、<u>労働者が権利として労働から離れることを保障されておらず、拘束を伴うものである場合には、当該待機時間は使用者の指揮命令下にあるものとして、労働時間に該当する。</u></p> <p>法第33条第1項については、「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、(中略) その必要な限度において(中略) 労働させることができる」とされており、「避けることのできない事由」については、災害発生が客観的に予見される場合も含まれる。その上で、例えば、国や地方自治体と締結した災害協定等に基づき、差し迫った災害に備えた自宅待機が要請されているなど、<u>自宅待機が社会通念上、災害への対応に必要不可欠なものであると判断される場合は、法第33条第1項の対象としうる。</u></p>
追4	<p>(Q) 隣県で地震があったことから、被災地の自治体からの要請で、被災地域における災害復旧工事の現場において、重機作業を行うことになった。 重機（クレーンなど）のオペレーター（法第140条第1項の自動車運転の業務に非該当）が重機を工事現場まで移動させるため、重機で公道を走行していたところ、現場が遠方であることに加え、途中、地震に伴う渋滞にも巻き込まれたことから、現場に到着するまでに、1時間の休憩を含めて11時間を要した。 この移動時間について、時間外労働となった時間につき、法第33条第1項を適用できるか。</p> <hr/> <p>(A) 重機のオペレーターが現場に重機を移動させるために、重機で公道を走行する場合も、当該移動に要する時間は使用者の指示によって行うものであるため労働時間に該当する。</p>

	<p>災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、人命や公益の確保のために自治体等からの工事への協力要請に応じる場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、被災地の工事現場に向かうまでの労働時間に該当する移動時間についても、当該工事に必要不可欠に付随する業務として、その必要な限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追 5	<p>(Q) 道路上に通行の妨げとなる倒木や動物の死骸があった場合、こうしたものを撤去する作業を、維持管理契約内での発注者の指示や都道府県等との災害協定に基づき実施する場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p> <hr/> <p>(A) 本体 Q A 2 – 2 を踏まえると、維持管理契約内での発注者の指示や、都道府県等との災害協定による要請に基づき、倒木や動物の死骸の撤去を災害の復旧として対応する場合等には、法第 139 条第 1 項の対象となる。</p> <p>また、当該撤去作業が、災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又は公益を保護するための必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要な限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追 6 要望	<p>(Q) 例えば、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき家畜伝染病まん延防止のために実施する防疫措置（殺処分、焼却、埋却、消毒、消毒ポイントの設置等）や、当該防疫措置に付随する業務を行う場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。</p> <p>また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p> <hr/> <p>(A) 都道府県等との防疫協定や災害協定による要請、その他契約内での発注者の指示に基づき、防疫措置を災害の復旧として対応する場合等には、法第 139 条第 1 項の対象となる。併せて、当該防疫措置に必要不可欠に付随する業務として行われる防疫資機材の搬入、発生農場における仮設テントの設営等の業務についても、同様に法第 139 条第 1 項の対象となる。</p> <p>また、当該防疫措置及びこれに必要不可欠に付隨する業務が、災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結</p>

	<p>された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、人命又は公益を保護するための必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追7 要望	<p>(Q) 除雪作業に付随して凍結防止剤や融雪剤の散布を行う場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。冷え込みによる路面凍結が見込まれるときに、凍結防止剤を散布する場合であればどうか。</p> <p>また、これらの場合、法第 33 条第 1 項はどうか。</p> <hr/> <p>(A) 本体 QA 2-8 のとおり、除雪作業は、都道府県等との災害協定や維持管理契約に基づき、災害の復旧として対応する場合等には、法第 139 条第 1 項を適用することも可能である。そのため、当該除雪作業に必要不可欠に付随する業務として行われる凍結防止剤や融雪剤の散布の業務についても、法第 139 条第 1 項の対象となる。</p> <p>冷え込みによる路面凍結を防止するために凍結防止剤を散布する場合も、そのまま放置すれば直ちに災害が発生するとして、災害協定や維持管理契約等に基づき、差し迫った災害への対応を行う場合であれば、こうした対応についても法第 139 条第 1 項の対象となる。</p> <p>また、これらの作業が、災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又は公益を保護するための必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追8	<p>(Q) 経年劣化した道路などの補修工事には、災害を予防するための工事という性質もあると考えられるところ、こうした工事をはじめとした、災害予防のための工事について、法第 139 条第 1 項を適用できるか。</p> <p>また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p> <hr/> <p>(A) 本体 QA 2-2 のとおり、法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となる。そのため、経年劣化した道路などの補修も含めて、将来発生しうる災害を予防するために行う工事は、法第 139 条第 1 項の対象とはならない。</p> <p>また、将来発生しうる災害の予防のための工事は、法第 33 条第 1 項</p>

	<p>の対象とはならない。</p> <p>ただし、災害予防のための工事が、そのまま放置すれば直ちに災害が発生する状況下や、災害により社会生活への重大な影響が予測される状況下で臨時的に行われるなど、既に締結された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、人命または公益を保護するための差し迫った必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追9	<p>(Q) ある月に、法第 33 条第 1 項に該当する災害復旧工事のために、同項に基づき 40 時間の時間外・休日労働を行った労働者が、同じ月に同じ使用者のもとで、災害時における復旧及び復興の事業に該当しない別件の工事で 60 時間の時間外・休日労働を実施した場合、当該労働者は合計 100 時間の時間外・休日労働を行ったことになるが、時間外労働の上限規制はどのように取り扱うのか。</p> <p>また、このとき、当該労働者に対する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導はどのように取り扱うのか。</p> <hr/> <p>(A) 本体 Q A 2－1、3－2 のとおり、法第 33 条第 1 項が適用される労働時間については、法第 36 条及び第 139 条による規制がかからず、時間外労働の上限規制からは除外される。</p> <p>一方、労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導は、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が、1 か月について 80 時間を超えた者で疲労の蓄積が認められる者のうち、申出があった者に対して実施するものであり、法第 33 条第 1 項によって労働した時間もこれに含まれる。</p> <p>そのため、本事例においては、1 か月間において 80 時間超の時間外・休日労働を実施していることから、当該労働者から申出があった場合には、当該面接指導を実施する必要がある。</p>

追10	<p>(Q) 法第33条第1項と、法第139条第1項は、具体的にどのような違いがあるのか。</p> <hr/> <p>(A) 法第33条第1項と、法第139条第1項は、いずれも時間外労働の上限規制の例外に関する規定であるが、適用に当たっての要件や、時間外労働の上限規制の取扱いなどに次のような違いがある。</p> <p>なお、いずれの場合においても、時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いや、時間外・休日労働が80時間を超える等した場合の労働安全衛生法第66条の8第1項に基づく医師による面接指導の実施は必要である。</p>	
	<b>法第33条第1項</b>	<b>法第139条第1項</b>
対象	災害その他避けることでのきない事由によって、臨時の必要がある場合 (建設の事業に限らない)	災害時における復旧及び復興の事業 (建設の事業に限る)
手続	事前の許可又は事後の届出	36協定の締結・届出
効果	36協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができ (災害時における復旧及び復興の事業に限り、1か月100時間以上の特別延長時間を定めることができる)
上限規制の取扱い	いずれも適用されない	以下は適用されない 時間外・休日労働の合計を ・ 1か月100時間未満とする上限 ・ 複数月平均80時間以内とする上限  以下は適用される ・ 時間外労働を年720時間以内とする上限 ・ 時間外労働が1か月45時間を超える回数が年6回までとする上限

追 11	<p>(Q) 則様式第9号の2による36協定（月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合）の締結・届出を行っており、則様式第9号の3の2による36協定（月45時間超の時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合）又は第9号の3の3による36協定（月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合）の作成を行っていないが、災害時における復旧及び復興の事業に該当する事業に従事した場合、時間外労働の上限規制はどのように考えればよいのか。</p> <hr/> <p>(A) 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用するためには、則様式第9号の3の2又は第9号の3の3による36協定の締結・届出を行っている必要があり、則様式第9号の2による36協定の締結・届出のみを行っていてこれらの36協定を締結していない場合には、法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用することはできない。 このことを踏まえて、それぞれの事業場における業務の実情に見合った則様式を用いて、36協定の締結・届出を行う必要がある。</p>
追 12  要望	<p>(Q) 病院など生活に必要な施設の駐車場について除雪作業を行う場合、法第139条第1項の対象にはなると思うが、法第33条第1項は適用できるか。</p> <hr/> <p>(A) 本体QA2-8のとおり、都道府県等との災害協定や維持管理契約に基づき、災害の復旧として対応する場合等には、道路の除雪だけではなく、<u>病院などの駐車場の除雪についても法第139条第1項を適用することが可能である。</u> また、放置すれば人命への危険が発生するおそれがあるとして、例えば緊急車両などが出入りできるよう<u>病院などの医療機関や介護施設の駐車場の除雪を行う場合は、既に締結された36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、人命または公益を保護するための必要があれば、法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第33条第1項の対象となる。</u></p>
追 13	<p>(Q) 法第33条第1項と、法第139条第1項は、災害発生からの復旧・復興の事業の各段階において、具体的にはどういった使い分けになるのか。</p> <hr/> <p>(A) 災害の復旧・復興に関する工事については、事業の段階を問わず、法第139条第1項の対象とすることができます。</p>

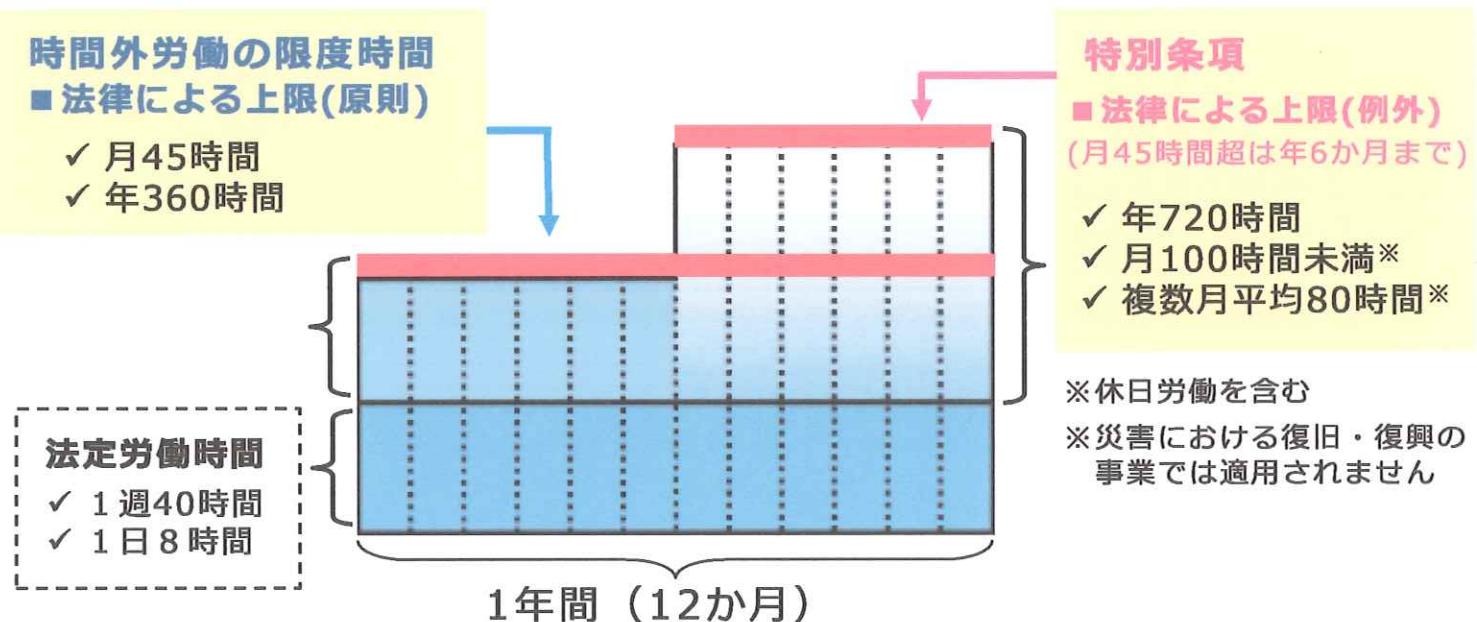
	<p>法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用するに当たっては、則様式第 9 号の 3 の 2 又は第 9 号の 3 の 3 による 36 協定の締結・届出を行っている必要があり、そのためには、こうした取扱いを踏まえて、それぞれの事業場における業務の実情に見合った則様式を用いて、36 協定の締結・届出を行う必要がある。</p> <p>一方、法第 33 条第 1 項については、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合において対象となることから、災害の復旧・復興工事の段階によって適用可否が異なると考えられる。</p> <p>災害復旧工事のうち、例えば、自治体等からの要請によって緊急的に機能回復を図るために実施される、瓦礫撤去や、応急的な補強、破損した施設の代替施設や仮設住宅の設置（工事に先立って行われる測量調査や設計も含む）などの工事については、一般に人命や公益の確保の観点から急務であるといえることから、これによって既に締結された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p> <p>一方で、緊急的な機能回復がある程度完了した段階において発注される被災した施設を原形に復旧する工事や復旧の一環として再度の災害を防止する工事などであって、人命や公益の確保の観点から急務でないものは、法第 33 条第 1 項の対象とはならない。また、復興事業段階における工事は、通常は臨時の必要性が認められるものとは考えられないことから、法第 33 条第 1 項の対象とはならない。</p>
追 14	<p>(Q) 本店、支店、各工事事務所でそれぞれ別々の日を起算日として締結している 36 協定を、全社的に統一して管理することはできるか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働の上限規制の実効性を確保する観点から、1 年についての限度時間及び特別条項を適用する月数については、厳格に適用すべきであることから、原則として 36 協定の起算日を変更することは認められないが、対象期間を全社的に統一するなど、やむを得ない場合には、労働者の過半数で組織する労働組合又はそうした労働組合がない場合には各事業場における労働者の過半数を代表する者の同意を得た上で、それぞれの 36 協定の対象期間の途中であっても、起算日を変更し、再度 36 協定を届け出ることができる。</p> <p>ただし、やむを得ず起算日を変更した場合であっても、再締結後の 36 協定を遵守することが求められることに加え、変更前の 36 協定の対象期間における 1 年の延長時間及び特別条項を適用する月数も引き続き遵守</p>

する必要がある。

# 建設業「時間外労働の上限規制」のポイント

## 1 建設業の時間外労働の上限規制（原則）

2024年4月から、時間外労働の上限は月45時間・年360時間となります。原則として次のような上限規制が適用されます。



## 2 建設業の時間外労働の上限規制（災害対応のための例外）

災害対応のための次の例外の規定があり、各規定の適用対象となる場合（「対象」の詳細は裏面・3参照）の取り扱いは以下のとおりです。

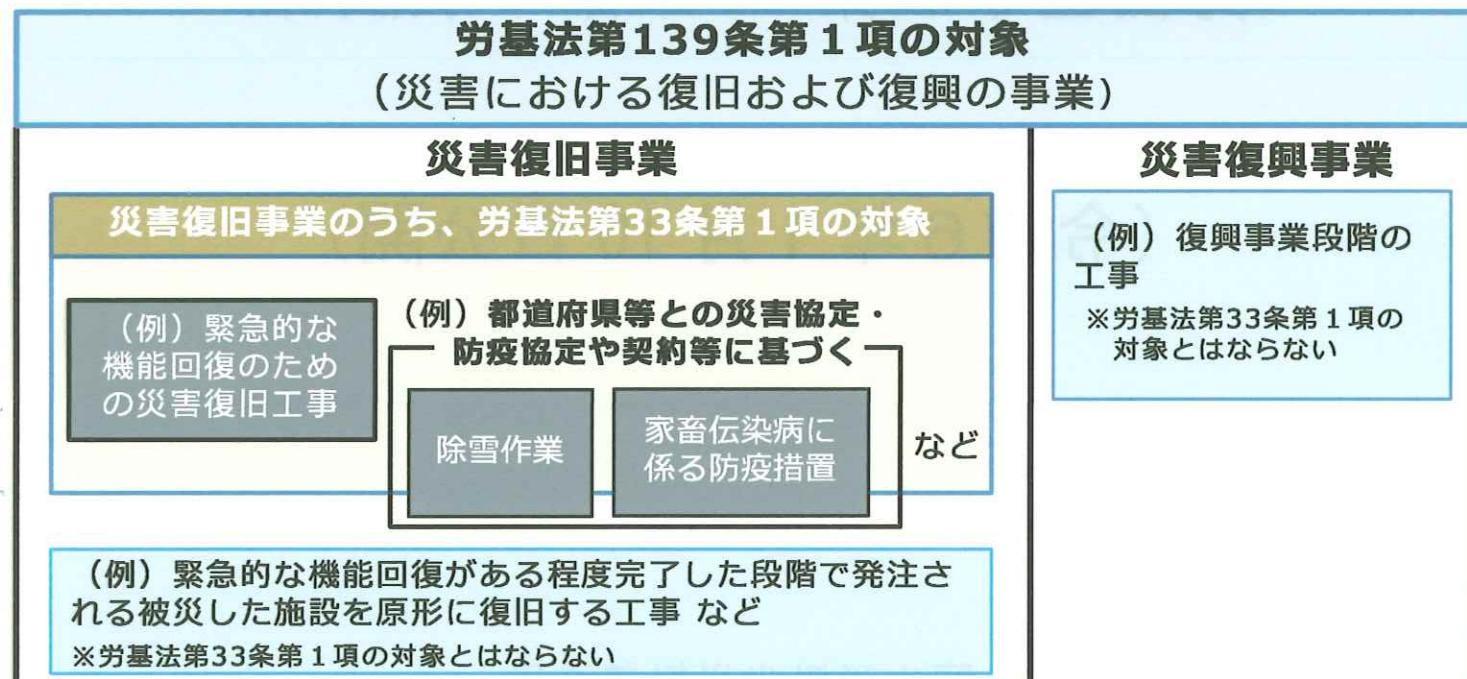
	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
対象	災害における復旧および復興の事業	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合
手続き	専用の様式であらかじめ36協定を届出 (労働基準法施行規則 様式第9号の3の2 または様式第9号の3の3)	事前の許可または事後の届出 (労働基準法施行規則 様式第6号)
効果	36協定で定める範囲内で 時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める限度と別に 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制の取り扱い	<p>【適用なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 月100時間未満</li> <li>✓ 複数月平均80時間以内</li> </ul> <p>【適用あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 年720時間</li> <li>✓ 月45時間超は年6か月まで</li> </ul>	適用なし

建設業に関する36協定届等の様式は30 こちらから入手できます。



	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
適用対象	<p>災害における復旧および復興の事業</p> <p>＜考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■工事名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。</li> <li>■例えば、都道府県等との災害協定に基づく災害の復旧の事業や、維持管理契約内の発注者の指示により対応する災害の復旧の事業などが該当します。</li> <li>■差し迫った災害に備えて行う場合には、凍結防止剤の散布などの対応も該当します。</li> </ul>	<p>災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合</p> <p>＜考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■業務運営上通常予見できない災害等が発生し、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となります。</li> <li>■例えば、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災などが発生し、人命や公益を保護するために、時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となります。</li> <li>■単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は対象となりません。</li> <li>■災害の復興の事業は対象となりません。</li> </ul>

(参考) 災害における復旧および復興の事業における  
労基法第139条第1項と労基法第33条第1項の関係図



※ 図は一般的なイメージであり、労基法第33条第1項の対象となるかは、実際には上記の考え方によ照らして、個別の事案ごとに判断する必要があります。

このため、上記の例以外でも、労基法第33条第1項の対象となる場合があります。

ご不明な点は都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。



# 令和 6 年能登半島地震 に関する Q & A

(労働基準法第 33 条第 1 項関係)

(令和 6 年 1 月 10 日公開)

厚生労働省労働基準局

<b>凡例</b>	令和6年能登半島地震	⇒ 能登半島地震
	労働基準法（昭和22年法律第49号）	⇒ 労基法
	労働基準法第36条第1項の	
	時間外労働・休日労働に関する協定	⇒ 36協定

(労基法第33条第1項について)

労働者に時間外労働・休日労働をさせる場合には、原則として、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ることが必要ですが、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、36協定を締結することなく、労基法第33条第1項により、法定労働時間を延長して、又は法定の休日に労働させることができます。この場合も、時間外労働・休日労働や深夜労働の割増賃金を支払う必要があります。

労基法第33条第1項に基づき時間外や休日に労働させること、労働基準監督署長の許可が必要ですが、事態急迫のため許可を受ける暇がない場合は、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

許可の対象となるかは許可基準（令和元年6月7日付け基発0607第1号）に基づき、個別具体的に判断されます。

許可申請や届出の手続等をはじめ、ご不明な点がある場合は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

(参照条文)

#### 労基法（抄）

（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）

**第三十三条 災害その他避けることのできない事由**によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

②、③ (略)

## <目 次>

番号	質問内容	頁
1	<p>測量技術者・建設コンサルタントを抱える事業者ですが、復旧に先立って、能登半島地震の被害状況を詳しく調査するための測量や復旧に向けた設計を行います。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p>	4
2	<p>建設事業者ですが、能登半島地震による被害からの復旧のため、倒壊した建物の解体作業や、道路上から瓦礫を撤去する作業にはじまり、損壊した建物の修繕工事を行います。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p>	4
3	<p>能登半島地震の被災地外の建設事業者ですが、自治体等からの要請を受けて被災地内での災害復旧工事の応援に行きます。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p>	5
4	<p>能登半島地震の被災地外のトラック運送事業者ですが、国や自治体等からの要請を受けて避難所避難者のための支援物資を被災地まで直接届けます。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <p>また、他社と連携し中継輸送によって被災地への支援物資を輸送するため、被災地外の地域で荷下ろしを行う場合はどうでしょうか。</p>	5
5	<p>トラック運送事業者ですが、能登半島地震の影響で渋滞が多く、迂回路を通らざるを得なくなりました。</p> <p>被災地への支援物資の輸送というわけではなく、あくまでも通常業務なのですが、平時よりも輸送に時間がかかることがあります。</p> <p>こうした場合も労基法第33条第1項の対象となりますか。</p>	6
6	<p>能登半島地震の被災地内の医療機関ですが、能登半島地震で負傷された方などの救護等に当たっており、平時をはるかに上回る数の方が搬送などされてきています。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p>	6
7	<p>能登半島地震の被災地外に所在する医療機関ですが、被災地内の医療機関では受け入れきれない負傷者を、自治体や被災地内の医療機関等からの要請により受け入れています。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <p>また、被災地内の医療機関からの要請により、地震による負傷者ではなく、当該医療機関の元々の入院患者の転院を受け入れる場合はどうでしょうか。</p>	6

## <Q & A>

1	<p>(Q) 測量技術者・建設コンサルタントを抱える事業者ですが、復旧に先立って、能登半島地震の被害状況を詳しく調査するための測量や復旧に向けた設計を行います。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第33条第1項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。</p> <p>一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、能登半島地震からの早期の復旧のための測量調査や設計は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。</p> <p>そのため、これによって既に締結していた36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p>
2	<p>(Q) 建設事業者ですが、能登半島地震による被害からの復旧のため、倒壊した建物の解体作業や、道路上から瓦礫を撤去する作業にはじまり、損壊した建物の修繕工事を行います。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第33条第1項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。</p> <p>一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、能登半島地震からの早期の復旧のために行われる解体作業や瓦礫の撤去作業、建物の修繕工事は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。</p> <p>そのため、これによって既に締結していた36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p>

3	<p>(Q) 能登半島地震の被災地外の建設事業者ですが、自治体等からの要請を受けて被災地内での災害復旧工事の応援に行きます。  こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第33条第1項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。</p> <p>一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、自治体等からの要請に応じて、能登半島地震の被災地外の建設事業者が被災地に復旧工事の応援に向かう場合、こうした応援は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。</p> <p>そのため、これによって既に締結していた36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p>
4	<p>(Q) 能登半島地震の被災地外のトラック運送事業者ですが、国や自治体等からの要請を受けて避難所避難者のための支援物資を被災地まで直接届けます。  こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <p>また、他社と連携し中継輸送によって被災地への支援物資を輸送するため、被災地外の地域で荷下ろしを行う場合はどうでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第33条第1項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。</p> <p>一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、国や自治体等からの要請に応じて避難所避難者のための支援物資の輸送を行う業務は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。</p> <p>そのため、これによって既に締結していた36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p> <p>また、中継輸送によってこうした輸送を行う場合も同様です。</p>

5	<p>(Q) トラック運送事業者ですが、能登半島地震の影響で渋滞が多く、迂回路を通らざるをえなくなりました。</p> <p>被災地への支援物資の輸送というわけではなく、あくまでも通常業務なのですが、平時よりも輸送に時間がかかってしまいます。</p> <p>こうした場合も労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきものであり、通常業務への支障など単なる経営上の必要である限り、労基法第33条第1項の対象とすることは認められません。</p>
6	<p>(Q) 能登半島地震の被災地内の医療機関ですが、能登半島地震で負傷された方などの救護等に当たっており、平時をはるかに上回る数の方が搬送などされてきています。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第33条第1項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。</p> <p>一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、能登半島地震で負傷された方の救護等は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。</p> <p>そのため、能登半島地震の影響で負傷者等が多数医療機関に搬送などされ、その医療機関で対応が必要な方が平時をはるかに上回る数となり、既に締結していた36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p>
7	<p>(Q) 能登半島地震の被災地外に所在する医療機関ですが、被災地内の医療機関では受け入れきれない負傷者を、自治体や被災地内の医療機関等からの要請により受け入れています。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <p>また、被災地内の医療機関からの要請により、地震による負傷者ではなく、当該医療機関の元々の入院患者の転院を受け入れる場合はどうでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第33条第1項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断され</p>

ます。

一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、被災地外の医療機関であっても、自治体や被災地内の医療機関等からの要請により、

- ・ 能登半島地震で負傷された方を受け入れる
- ・ 被災地内の医療機関で地震による負傷者の救護を行うために、負傷者でない入院患者の転院を受け入れる

ことは、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。

そのため、こうした受入れを行うことで、既に締結していた36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。